

平成 29 年度 公立大学法人横浜市立大学における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、公立大学法人横浜市立大学（以下「本法人」という。）における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

1 目的

本法人が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本調達方針は、大学、附属病院、附属市民総合医療センター各部門に適用する。

3 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に定められた以下の施設等とし、所在地又は住所が横浜市内にある施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設
(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る)
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 調達の推進方法

- (1) 物品等契約が、本法人契約事務取扱規程第 37 条の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達するように努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、分野・品目を限定することなく調達するよう努める。

5 調達目標

平成 29 年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達額が、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 調達実績の公表

- (1) 所属長は毎年度終了後、物品等の調達の実績について、各部門の経理責任者に報告するものとする。
- (2) 報告のあった調達の実績については、法人全体で概要を取りまとめ、本法人ホームページ等により公表するものとする。

7 策定日

平成 29 年 4 月 1 日